

船舶検査方法の一部改正に伴う衛星 EPIRB 及び SART の検査について

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

平成 24 年 6 月 26 日付で国土交通省検査測度課から「船舶検査の方法の一部改正について」が通達され、同日付をもって適用されました。衛星 EPIRB 及びレーダー・トランスポンダー（SART）の検査は、従来はすべて陸揚げ整備を行って実施していましたが、今般、中間検査時においては、陸揚げに代えて船上で整備を行うことができる場合を一部拡大することとなりました。

これに伴い、総務省においても関係規定を改正することとしていますが、当面の間、登録点検事業者等が行う点検の実施方法において、衛星 EPIRB 及びレーダー・トランスポンダーの点検の委託先が、船舶安全法に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者（社団法人日本船舶品質管理協会の会員）であって、委託元の登録点検事業者等と業務に関する協定を締結していることを条件に、従前のとおり対処することとしています。

1 背景

平成 22 年 5 月 17 日に策定された国土交通省成長戦略において、優先して実施すべき事項として「外航海運の国際競争力強化」が掲げられており、これに関連して一般社団法人日本船主協会から、外地における GMDSS 救命設備の検査の簡素化の要望があった。当該要望について関係機関と供に検討した結果、今般、EPIRB 及びレーダー・トランスポンダーの中間検査時において、陸揚げ整備に代えて船上で整備を行うことができる場合を一部拡大することとした。

2 改正の概要

(1) EPIRB に対する改正

- ・ 第 2 種中間検査時においては、セルフテストモードによる発射電波を利用した整備を選択肢として追加する。
- ・ EPIRB の ANNUAL TESTING に係るガイドライン（MSC/Circ.1040）の規定を踏まえ、第 1 種中間検査（旅客船を除く。）及び第 2 種中間検査時においては、121.5MHz の電波の検査は不要とする。

(2) レーダー・トランスポンダーに対する改正

- ・ 第 1 種中間検査（旅客船を除く。）及び第 2A 種中間検査時においても、第 2B 種中間検査時と同様、無線従事者の資格を有する乗組員の立会いがあれば船上で整備が可能となるよう措置する。

(3) その他所要の改正を行う。

3 適用時期

本通達日から適用する。

この改正に係る船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表は、全工協 HP（会員のページ）に掲載します。